

第 2 3 期 第 1 1 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和8年3月5日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	委 員	立 石 政 男
	〃	富 田 重 基
	〃	川 山 光 則
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	伊 藤 大 作
	〃	山 縣 勝 彦
	〃	東 信 行
	〃	菊 谷 尚 久
	〃	竹ヶ原 公
	〃	永 瀬 めぐみ
欠席委員	古 川 今日志	
〃	黒 滝 洋 子	
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	〃 主 事	田 澤 亮
	〃 技 師	澤 田 篤
	鱒ヶ沢水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平
	むつ水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長谷川 清
	技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：令和8管理年度におけるすけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりの知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第11回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様に御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項1件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、田村委員と山縣委員の兩名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号につきまして、県の方から説明させていただきます。

資料の方は、裏の2ページ目のみということでございます。

いつものように、漁業魚種、漁業を営む者の資格、許可または起業の認可をすべき船舶等の数など、制限措置の項目について説明させていただきます。

こちらの2ページ目ですけれども、今月の諮問案件は、なまこ固定式刺し網漁業のみでございます。

この魚種につきましては、3年ごとの一斉更新ということになっており、今年度、6月と7月に陸奥湾全体で計700隻分を諮問させていただきました。

漁業期間は、今年度の、つまり昨年10月からということで、既に開始されておりますけれども、今般、諮問させていただく案件の許可、有効期間は許可日から令和10年4月30日までということになっております。

具体的な内容を見てもみますと、上段では西共第45号の操業区域ということで、平内町漁協、そして下段では西共第49号の操業区域ということで、横浜町漁協の組合員行使権者が対象であり、それぞれ1隻の計2隻が追加で諮問させていただくという内容となっております。

県の方からの説明は以上でございます。

審議の方、よろしく願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議事以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

委員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、御意見、御質問等がないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第1号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いいたします。

次に議案第2号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について(諮問)」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号資料1の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文の一部を読み上げます。

諮問書 青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について 漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及

び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 澤田技師

それでは、青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針、以降、県方針と呼ばせていただきます。この変更について補足説明いたします。

資料1の2ページからの新旧対照表を御覧ください。

今回は、大きく3つの変更がありまして、1つ目としましては、県方針策定から5年経過時における内容の見直し、2つ目として、漁業法及び水産流通適正化法の一部改正に伴う変更、3つ目として、スルメイカの管理方法の変更に伴う変更となっております。

また、この他、軽微なものとして、二桁以上の数字を全角から半角に修正しているんですけれども、軽微な修正であるため、説明は省略させていただきます。

それでは、まず1つ目、県方針策定から5年経過時における内容の見直しについてですが、県方針の本則第7においては、直近の資源評価や漁業の動向等を勘案して、おおむね5年ごとに県方針及び方針に記載する個別の水産資源について検討、見直しを行うということを規定しております。

今般、県方針を策定した令和2年度から5年経過しましたので、見直しを行ったものとなります。

変更箇所につきましては、2ページ目の本則第1-1の部分を御覧ください。漁業の状況についてというところなんですけれども。

令和6年度の生産量、生産額、漁業就業者数というふうなところ、元々は令和元年の数字を記載していたんですけれども、5年経過ということで、ここの数字を令和6年の数字に更新しております。

また、個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針というものを県方針の別

紙として定めることとなっております。特定水産資源、いわゆるTAC資源については別紙の1、特定水産資源以外の資源で国の評価が進んでいるものは別紙の2、協定の対象となる水産資源のうち、国の資源評価が進んでいない資源を別紙の3、に資源管理の方向性を定めることとなっております。

このうち、6ページから8ページと11ページ末から12ページにかけての部分を御覧いただきたいんですけども。

まず、6ページ末のところから、別紙1-3まあじ、7ページで別紙1-4まいわし、8ページ目で別紙1-5すけとうだら太平洋系群というものを記載しているんですけども、このTAC資源につきましては、現状、漁獲努力量で管理を行う現行水準の資源になっているんですけども、ここに記載してある表の部分に関しては、その漁獲努力量で管理を行うものの努力量の上限として漁業種類ごとに漁船の隻数というふうなものを定めております。

こちらの数字につきまして、令和2年度の県方針の策定時に使用した指標から数字が更新になっておりますので、その指標に合わせて数字を更新しています。

続いて、2つ目の漁業法及び水産流通適正化法の一部改正に伴う変更についてですが、ページ数戻りまして新旧対照表の3ページ目を御覧ください。

左側真ん中より下の部分なんですけども、本則第6になります。本則第6の1の(2)につきまして、法改正により、くろまぐろが特別管理特定水産資源というものに指定されましたので、漁業法の漁獲量等の報告に関する規定の部分、新たに追加となりましたので、(2)の部分、法第26条第1項の次に「若しくは第2項」と記載を追加しております。

また、6ページ目を御覧ください。

6ページ目の中段の部分なんですけども、赤で表示がされていないんですけども、6ページ目の中段の部分、別紙1の2、くろまぐろの大型魚につきまして、法改正されたことにより、くろまぐろの大型魚の漁獲量等の報告期限というふうなものが、現状、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までだったんですけども、それが陸揚げした日から3日以内というふうに法改正により変更されましたので、その規定を反映した記載というところに変更しております。

最後に、するめいかの管理方法の変更に伴う変更につきまして、8ページ末から11ページにかけてになるんですけども。

令和7管理年度までは本県知事管理区分におけるするめいかの漁獲可能量は、漁獲努力量により管理を行い、具体的な数量が示されない現行水準での管理を行っていたんですけども、今管理年度において、管理の参考となる目安数量の5倍程度の漁獲になってしまったことなどを理由として、令和8管理年度からは具体的な配分数量の中で管理を行う、数量明示での管理を行うこととされました。

このため、県方針の別紙1の6につきまして、従来は現行水準での管理に対応した記載となっていたんですけども、ここの記載を数量明示に対応するような記載に変更

させていただきます。

なお、記載内容につきましては、国の資源管理方針及び水産庁の長官通知、知事管理区分の水産資源の保存及び管理に関する事務取扱、その他水産庁からの変更に係る資料等を参考としているほか、この変更の案につきましては、水産庁の方に事前確認を行い、指摘があった部分については、修正を反映しているものになっております。

以上が県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

竹ヶ原委員

はい、会長。

堀内会長

はい。

竹ヶ原委員

内容について意見があって、もう少し平易な言葉で分かりやすく言っていただくことは可能でしょうか。この文言についてはいいんですよ。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 澤田技師

はじめにも御説明させていただいたとおりで、大きく3つ、変更がありまして、この資源管理方針につきましては、県の方で定めているものになるんですけども。

まず、5年経過した時点で内容を見直さなければならないというところですが、それに対しましては、本則の第1に書いてあるところで、直近の漁獲の状況という数値を記載している部分がありますので、そこを変更しております。

あとは、別紙1というところに、いわゆるTAC資源というものをどういうふう管理していくかという、資源の目標であったりとか管理の手法というものを記載しているものがあるんですけども、この中においてTAC資源ではあるんですけども、そ

の漁獲量全体における青森県の漁獲の割合が少ない資源につきましては、現行水準ということで、今までどおりの漁獲努力量の範囲内で管理していきましょう。そこまで資源に大きい影響を及ぼすほどの漁獲量ではないので、漁獲努力量の範囲内で管理していきますというのが、別紙1の3のまあじ、1の4のまいわし太平洋系群、1の5のすけとうだら太平洋系群になります。こちらに関しては、漁業種類ごとの隻数というものを定めております。

こちらの数値に活用していた指標というものが、令和2年度のこの県方針の策定時から更新しましたというのが1つ目の内容。

2つ目の内容につきましては、漁業法と水産流通適正化法の一部改正、要はくろまぐろの大型魚の適正な管理をするために厳しく漁獲の報告の期限を定めるんですけども。漁業法の中で、まぐろが特別管理特定水産資源という名称になるんですけども。そちらの報告期限に関する規定が新たに追加されたので、それに伴って、26条の第2項で追加しているものです。

あと、報告期限が元々は翌月10日までだったんですけども、陸揚げ後3日以内に変更しております。

最後、するめいかの部分なんですけれども、これに関しては、先ほど説明させていただいた知事の管理区分ということで、5トン未満のいか釣り、あとは底建て網含む定置漁業、あとは、小型機船底びき網漁業が主に対象になるんですけども、数量に関して、元々は漁獲努力量で管理する現行水準というところの管理だったんですけども、今年度、目安数量の5倍以上の漁獲量になってしまったので、来年度からは数量を明示した上で、その範囲内で管理をすることになったんですけども、それに対応するような記載の方法に変更しています。配分の基準であったり、管理の手法について、数量が明示された中でどういうふうに管理していくのかに対応した記載に変えております。

竹ヶ原委員

ありがとうございます。大分わかりやすくなったのでいいです。

堀内会長

それでは、他に皆さん、何か御質問、御意見はありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、他に御意見、御質問もないようですので、議案第2号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第2号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いいたします。

次に議案第3号「令和8管理年度におけるすけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりの知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文の一部を読み上げます。

諮問書 令和8管理年度におけるすけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりの知事管理漁獲可能量の当初配分について

特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶり）に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和8年2月25日付け7水管第2940号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは漁業法の規定に基づき、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

堀内会長

県の方から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 澤田技師

それでは、すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について、補足説明させていただきます。

まず、3ページ目を御覧ください。

令和8年2月25日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の数量が示されました。

知事管理漁獲可能量につきましては、漁業法第16条第1項の規定により、先ほど御説明させていただいた都道府県の資源管理方針、県の方針に則して定めることとなっておりますので、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案となっております。

すけとうだら太平洋系群の当初配分につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりで、漁獲努力量で管理する現行水準というふうなものの管理になっております。すけとうだらの太平洋系群というふうなものも県内の中でそんなに漁獲量が多くないというふうなところで、青森県の漁獲割合は低い資源となっておりますので、この配分数量、具体的な数量というものが示されず、目安の数量というふうなものが示されて管理する資源となっております。

こちらは、青森県資源管理方針に基づいて、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行う資源となっております。

3ページ目にある国からの通知では、この資源の目安数量として50トン未満というふうに示されているんですけども、現行水準での管理ですので、この数量を超えたとしても、採捕停止命令というふうなものはかかるものではないんですけども、ただ、大幅に上回る場合は、県の方から助言または指導というふうなものを行うことがあります。

次にするめいかにつきましては、令和7管理年度の漁獲状況を受けまして、令和8管理年度、具体的な数量の中で管理する数量明示によって管理することが決まりました。3ページ目の国の通知の中では、本県の当初配分数量としては、1,700トンというふうに割当てられました。

こちらは、過去3か年の平均値、漁獲平均値に基づいて、するめいかの総漁獲量にかけ合わせて算出されたものが、この1,700トンというものになっているんですけども。この知事管理区分に割当てられた青森県の1,700トンの管理方法というものにつきましては、先月、2月中に2回、県内関係者との会合というふうなものを開催させていただきまして、その会合で意見集約させていただいた結果、県の考えというふうなものに基づきまして、2ページ目のとおり、取りまとめることといたしました。

当初配分の1,700トンなんですけれども、そのうちの5%に当たる85トンを県の留保としまして、残りの1,615トンについて、管理期間を4月から9月末ま

でとする前期分として、1, 145トン、管理期間を10月から翌年3月末までとする後期分として470トン、過去の漁獲実績の割合、比率に基づいて、前期、後期で、この数字で設定させていただきました。

前期分、後期分に分けて設定した理由としましては、管理期間の後半に漁期を迎える海域であったり、あとは管理期間後半に漁期がある定置漁業における漁獲枠を一定程度確保することを目的としております。

最後、ぶりになるんですけども、ぶりにつきましては、令和7年4月から、新たに特定水産資源、いわゆるTAC管理に指定されまして、現在、TAC管理のステップ1に取り組んでおります。ステップ1につきましては、資料4ページ目の方にステップアップのことを記載しているんですけども、下の表の一番下のところ、TAC報告の義務化、TAC報告状況の確認・情報収集体制の確立というふうなことで、まずはTACの報告を義務化させるということ、あとはTAC報告の体制を作るというふうなものがステップ1になるんですけども、このステップ1に、今、取り組んでいるところです。ただ、令和8年の4月からは、こちら、ステップアップしまして、TAC管理のステップ2に取り組むこととなっております。

4ページ目のステップ2の部分を見ていただきますと、ステップ1の報告に加えて、都道府県の配分の試行というふうなところで書いているんですけども。いわゆる練習する期間、本格的なTAC管理に向けて練習する期間となっております。

ここのステップ2における当初配分につきましては、2ページ目の方で見ていただきますと、試行水準というふうになっております。この試行水準というふうなものは、このTAC管理のステップ2の段階において、都道府県ごとの漁獲可能量だったり、大臣管理の漁業種類の漁獲可能量というふうなものについて、具体的な配分数量は設定せずに試行的に、練習の期間ということで、試行的に配分されるものになっております。

各都道府県であったり、大臣管理の区分というのは、管理を行う際の見込みとして、過去3か年の漁獲実績の比率を乗じて算出された数量というふうなものが試行の見込みの数量、このステップ2の期間において練習するにあたって、参考となる数量、試行見込み数量というふうなものが提示されることとなります。

ステップ2においては、その示された参考の数量を基に管理の練習をする期間になっております。こちらステップ2の期間においても、ステップ1の期間と同様に試行見込み数量、参考となる数量を超えたとしても、採捕停止命令の対象となるものではありませんので、その点も御理解いただければと思います。

以上が、知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見が

ありましたらお願いします。

竹ヶ原委員

はい、会長。

堀内会長

はい。

竹ヶ原委員

すみません、私ばかりで。

よく分からないんですけども、するめいかの都道府県別漁獲可能量においての、過去3年間というのは、今年度分も入っての過去3年間ですか。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 澤田技師

ここの過去3年という実績につきましては、他の大臣管理の漁業とその他の都道府県も一緒なんですけども、過去3年は令和3年から5年までの実績を基に算出された割合というもので、今年度の総量68,400トンに、うちの県でいうと2.44%を掛けて、1,700トンというふうな形で算出されています。

竹ヶ原委員

はい、ありがとうございます。

堀内会長

その他、御質問、御意見はないでしょうか。

それでは、私の方から。

2ページ目のぶりの管理について、ぶりのTACなんですけど、当初は、令和3年から令和5年の平均数量を今の青森県に対して試行水準から数量明示するという計画だったんですけど。昨年度から、令和3から5ではなく、令和7、8、9、TACがスタートする直近の3か年の数量を見ていくというふうになりました。

水産庁の方が、令和7、8、9の実績、積み上げるうえで、必要以上の漁獲は制限して欲しいという、一文がありました。

私は、これは、まき網に対しての注意事項だと思っているんですが、県内の定置、令和7年度水揚げ数量は、かなり減っているんです。漁獲高は、同じなんですけど数量が減っている。このまま普段どおりの操業ですと、当初の2,300トンを超える恐れがある。でも、必要以上に獲らないで欲しいという水産庁からの要望がありますので、私ども定置協会としては、昨年度水揚げが少なかった分、今年度は、それをカバーしたいという、定置の皆さんの意見がありますので、この辺の数量の積み上げに関しては、水産庁の方には、我々は意図的に漁獲を増やしているものではないということをお県の方から水産庁の方に説明していただければと思います。

私からは以上です。

水産振興課 澤田技師

ありがとうございます。

ぶりに関しましては、結構、国の方が主催で各都道府県とも意見交換をする会議が何回か開かれています。その中で、他の県で主に定置漁業で漁獲をしている方は、年によってかなりふけさめがあるというふうなことを話はされていまして、それも含めて、TAC管理というふうなものをどうしていくか、柔軟に融通であったりというのが必ず必要になってくるので、どういうふうに柔軟に管理していくかというのが課題になっている魚種ではあるというものです。

漁獲努力量については、このステップ期間中、むやみに増やさないようにするべきだというのは、ステップ期間中、国も含めて、大臣管理の漁業種類も含めての、いわゆる説明会の中でも努力量を増やさないようにするべきだというお話はあります。

ただ、定置漁業での漁獲というふうなものは、漁獲努力量として増やしているものではなく、それこそふけさめによって増減するものではあると思いますので、その部分に関しましては、国の方にも漁業の実態というか、定置漁業というふうな特性も含めての部分で説明した上で、あえて増やしているわけではないというふうなところを主張して、うちの県での割合、減らないようにするのは難しいとは思いますが、一定程度確保できるような形で努めていきたいと思っております。 よろしくお願ひします。

堀内会長

はい、分かりました。

皆さん、何か他に御質問、御意見はありませんか。

委員

(「なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、他に御意見、御質問もないようですので、議案第3号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第3号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いいたします。

それでは、次に報告事項について、事務局から報告を求めます。

事務局 長谷川主幹専門員

事務局の長谷川です。

報告事項について説明いたします。

第47回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要についてです。

先月、26日に東京で委員会が開催されました。本県からの委員である立石会長代理は体調不良により急遽欠席となりまして、事務局として、私が傍聴して参りました。

委員会における議題、審議の概要について説明いたします。

4の(1)について、遊漁者のくろまぐろについては、別紙の資料の方を御覧いただきたいと思っております。

水産庁の資料でございまして、1枚目が7年度の採捕状況で、2月13日現在では数量が58.8トンで、今年度の残りは3.3トンと報告がありました。

裏面に入りまして、上段が委員会指示違反への対応です。7年は、20件の裏付け命令を発出しており、6年度の件数の倍となっているようです。

下段が、遊漁に係る管理措置で、本年4月から一部見直しとなります。

採捕数量につきましては、今年度と同じく毎月均等に設定し、実績に応じて、その都度、調整するということとなります。

見直しとなりますのが、1人、2か月ごとに1尾までの持ち帰りとなり、4、5月を1期間、6、7を1期間というふうに2か月ごとの期間で管理することとなります。

当日、この委員会指示の変更の案が承認され、指示が発動となっております。

2枚目のページに移りまして、上段が4月から届出制となることに伴う2月13日時点の届出の状況です。

遊漁者、遊漁船、遊漁船以外の件数が、太平洋、日本海と、それぞれ表示されており、船の届出については、3月20日までとなっております。

下段の方が、水産庁がこれまで周知してきた内容となっております。

くろまぐろの件は以上です。

最初の資料に戻りまして、(2)がトラフグの委員会指示、(3)がガザミの委員会指示で、いずれも承認されました。

(4)が広域資源の管理につきまして、マアジ、マサバ、マイワシの資源評価と漁

獲可能量等について報告がされました。

(5) としまして、特定漁港漁場整備事業及び(6)の8年度予算については、それぞれ実施内容等についての説明がありました。

そして、次回の委員会は11月、12月のいずれかで開催予定と報告がありました。

これらの詳細な資料につきましては、水産庁のホームページに掲載されていますので、興味のある方は御覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

堀内会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

川山委員

はい、会長。

堀内会長

はい。

川山委員

まぐろの件で、遊漁とプレジャーについてなんだけど、普通の漁船も分かるようにステッカーとかいろいろ持ってらわけだべな。「私はちゃんと資格を持ってまぐろを獲っていますよ。」と、分かるようなワッペンとかマークとか、そういうのが、何かあるもんだが。

水産振興課 田澤主幹

遊漁の方の届出は、遊漁者から水産庁のサイトの方に直接、県を経由しないで届出する仕組みになっていまして、今、こちらも詳しくない部分があるんですけども、届出番号みたいなもの、水産庁から各漁業者の方に届出番号というのが交付されるというふうに聞いています。

あと、船体表示については、今、この場で分からないので調べてからお答えしたいと思います。

川山委員

そったのがいっぱいいるはんで、どれが本物だが、分からねどごでさ・・・。

へば、いいです。

堀内会長

それでは、その他、何か御質問、御意見はないでしょうか。

委 員

(「ないです」の声あり)

堀内会長

それでは、御質問、御意見がないようですので、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第11回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時54分

この議事録を証するため、青森県海区漁業調整委員会規程第13条第2項の規定に基づき、会長及び委員をもって署名する。

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長

委 員

委 員